

利 用 上 の 注 意

1 はじめに

この確報は、平成25年12月31日現在で実施した工業統計調査の愛知県分（従業者4人以上の事業所）について主要項目を集計したものです。

2 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

3 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されています。

4 調査の期日

平成25年工業統計調査は、平成25年12月31日現在で実施しました。

5 調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所、製造加工を行っていない本社等及び従業者3人以下の事業所を除く）です。

6 調査の項目

調査票様式のとおり。

7 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者の自計により調査したものです。

8 調査の系統

(1) 調査員調査

経済産業省－県－市区町村－（指導員）－調査員－調査対象事業所

(2) 本社一括調査

経済産業省－調査対象企業

(3) 国直送調査

経済産業省－調査対象事業所

9 項目の説明

(1) 事業所数は、平成25年12月31日現在の数値です。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数は、平成25年12月31日現在の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。なお、常用労働者とは、次のいずれかの者をいいます。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記ア、イに該当する者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(3) 製造品出荷額等は、平成25年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額（修理料収入額等）の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。（※統計表の「製造品出荷額」には製造工程から出たくず及び廃物の出荷額を含みます）

- ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。）を平成25年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次の場合も製造品出荷に含めます。
- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成25年中に返品されたものを除く）
- イ 製造品出荷額は、工場出荷金額によっています。
- ウ 加工賃収入額とは、平成25年1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- エ その他の収入額とは、上記ア及びウ以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。
- (4) 現金給与総額は、平成25年1年間に、常用労働者のうち雇用者（「正社員・正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう）に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計です。
- その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。
- (5) 原材料使用額等は、平成25年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入れ額であり消費税額を含んだ額です。
- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいます。
- また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいます。
- イ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含んでいません。
- ウ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- エ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。
- オ 転売した商品の仕入れ額とは、平成25年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入れ額をいいます。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したもので、原材料を他の事業所に支給して製造される委託生産品を含んでいます。
- (7) 有形固定資産の額は、平成25年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。
- ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。
- (ア) 土地
 - (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）
 - (エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- イ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失、同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。
- ウ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定

から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

(8) リース契約による契約額及び支払額

ア リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。

イ リース契約額（年間）とは、新規に契約したリースのうち、平成25年1月から12月までにリース物件が納入、設置され、検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額（リース料総額）をいい、消費税額を含みます。

ウ リース支払額（年間）とは、平成25年1年間にリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含みます。したがって、これには、平成24年以前にリース契約した物件に対して当年支払われたリース料も含まれます。

(9) 工業用地

ア 敷地面積とは、平成25年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいいます。

イ 建築面積とは、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。なお、平成25年12月31日現在、建築中のものであっても帳簿に建設仮勘定として計上したものは含めていいます。

ウ 延べ建築面積とは、事業所敷地内にある全建築物の各階の面積の合計をいいます。

(10) 工業用水

平成25年1年間に使用した工業用水総量を操業日数で割った、1日当たり用水量を集計しています。

ア 水源別用水量

(ア) 公 共 水 道 県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

a 工 業 用 水 道 飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいいます。

b 上 水 道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいいます。

(イ) 井 戸 水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

(ウ) その他の淡水 上記のいずれにも属さない淡水であって、(エ)回収水以外の水をいいます。例えば、地表水、伏流水、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいいます。

(エ) 回 収 水 事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用する水をいいます。

(オ) 海 水 海又は河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいいます。

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいいます。

(イ) 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいいます。

(ウ) 製品処理用水・洗じょう用水 原料、半製品、製品などの浸漬、溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品の洗じょう用に使用した水をいいます。

(エ) 冷却用水・温調用水 工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水及び工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水をいいます。

(オ) そ の 他 上記(ア)～(エ)以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいいます。

1.0 集計の算式

- (1) 1事業所当たりの製造品出荷額等
= {製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} ÷ 事業所数
- (2) 従業者1人当たりの製造品出荷額等
= {製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} ÷ 従業者数
- (3) 生産額
- (4) 付加価値額
- (5) 1事業所当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 事業所数
- (6) 従業者1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業者数
- (7) 付加価値率 = 付加価値額 ÷ {生産額 + その他収入額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100
- (8) 常用労働者1人当たりの現金給与総額 = 現金給与総額 ÷ 常用労働者数
- (9) 原材料率 = 原材料使用額等 ÷ {生産額 + その他収入額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100
- (10) 有形固定資産投資額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定年間増減額

(注) 消費税を除く内国消費税とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計のことです。

(注) 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

1.1 産業分類の決定方法

(1) 通常の方法

製造品が単品の事業所については、工業統計調査に用いる商品分類表の品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で、産業細分類を決定しています。

また、製造品が複数の事業所については、品目番号の上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2桁番号（中分類）を決定しています。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定して、最終的な産業格付けを行っています。

(2) 特殊な方法

鉄鋼業などの一部の業種については、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しています。

1.2 産業分類の表示

結果表は、日本標準産業分類の中分類別に表示していますが、その名称は次のように略称を用いています。

(略称)	(産業分類)
09 食 料 品	09 食料品製造業
10 飲 料 ・ 飼 料	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	11 繊維工業
12 木 材 ・ 木 製 品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家 具 ・ 装 備 品	13 家具・装備品製造業
14 パ ル プ ・ 紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印 刷	15 印刷・同関連業
16 化 学	16 化学工業
17 石 油 ・ 石 炭	17 石油製品・石炭製品製造業
18 プ ラ ス チ ッ ク	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19 ゴ ム 製 品	19 ゴム製品製造業
20 皮 革 製 品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯 業 ・ 土 石	21 窯業・土石製品製造業
22 鉄 鋼	22 鉄鋼業
23 非 鉄 金 属	23 非鉄金属製造業
24 金 属 製 品	24 金属製品製造業
25 は ん 用 機 械	25 はん用機械器具製造業
26 生 産 用 機 械	26 生産用機械器具製造業
27 業 務 用 機 械	27 業務用機械器具製造業
28 電 子 部 品	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電 気 機 械	29 電気機械器具製造業
30 情 報 通 信 機 械	30 情報通信機械器具製造業
31 輸 送 機 械	31 輸送用機械器具製造業
32 そ の 他	32 その他の製造業

産業分類項目18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲について

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ぼうき、ブラン	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

1.3 産業分類の改定について

平成20年調査において、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年総務省告示第618号）が行われましたが、主な改正内容は以下のとおりです。

旧分類（平成19年まで）

産業中分類

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）
- 12 衣服・その他の繊維製品製造業
- 13 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 14 家具・装備品製造業
- 15 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 16 印刷・同関連業
- 17 化学工業
- 18 石油製品・石炭製品製造業
- 19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 20 ゴム製品製造業
- 21 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 22 窯業・土石製品製造業
- 23 鉄鋼業
- 24 非鉄金属製造業
- 25 金属製品製造業
- 26 一般機械器具製造業
- 27 電気機械器具製造業
- 28 情報通信機械器具製造業
- 29 電子部品・デバイス製造業
- 30 輸送用機械器具製造業
- 31 精密機械器具製造業
- 32 その他の製造業

新分類（平成20年以降）

産業中分類

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 19 ゴム製品製造業
- 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業

統合

一部移設

分割

一部移設

一部移設

1.4 重化学工業と軽工業の区分

[重化学工業]

- 16 化学
- 17 石油・石炭
- 22 鉄鋼
- 23 非鉄金属
- 24 金属製品
- 25 はん用機械
- 26 生産用機械
- 27 業務用機械
- 28 電子部品
- 29 電気機械
- 30 情報通信機械
- 31 輸送機械

[軽工業]

- 09 食料品
- 10 飲料・飼料
- 11 繊維
- 12 木材・木製品
- 13 家具・装備品
- 14 パルプ・紙
- 15 印刷
- 18 プラスチック
- 19 ゴム製品
- 20 皮革製品
- 21 窯業・土石
- 32 その他

1.5 注記及び符号

- (1) 「0」、「0.0」：単位未満の数値です。
- (2) 「X」：事業所数が2以下の場合及び事業所数が3以上であっても前後の関係から他の秘匿箇所が明らかになる場合、その集計数値を統計法により秘匿したものです。
- (3) 「-」：該当の数値がないものです。
- (4) 「△」：負の値を示したものです。

1.6 その他

- (1) 単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- (2) この確報は、従業者4人以上の事業所を対象として集計していますが、在庫額、有形固定資産投資額、リース契約による契約額及び支払額、工業用地、工業用水については、従業者30人以上の事業所を対象としています。
- (3) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については、集計から除外しました。
- (4) この確報値は、経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。
- (5) 集計に当たっては、日本標準産業分類を基本とする工業統計調査産業分類とこれに基づく工業統計調査商品分類によりました。
なお、本文中の業種とは、産業中分類を表わしています。
- (6) 全国数値は、平成27年1月経済産業省公表の「平成25年工業統計表産業編(概要版)」の数値です。
- (7) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。このため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額」については平成18年以前の数値と時系列に不連続が生じています。
- (8) 平成23年の数値は、「平成24年経済センサスー活動調査 産業別集計(製造業)」によるものであり、工業統計調査との時系列比較の参考にするための数値です。
「平成24年経済センサスー活動調査」は、調査時点が平成24年2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分があるため、比較には注意が必要です。